

平成 25 年 6 月 10－14 日

江別市行政審議会用

資料 1

未定稿・取り扱いご注意願います

えべつ未来づくりビジョン

＜第 6 次江別市総合計画＞

平成 26（2014）年  平成 35（2023）年

（素案）

江別市企画政策部

平成 25 年 6 月

目 次

○ 江別市の概要	1
I 基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の構成	3
3 総合計画の期間	5
II えべつまちづくり未来構想	
1 江別市を取り巻く社会動向	6
（1）人口 ー人口減少社会へー	6
（2）世帯 ー世帯人数の減少ー	6
（3）経済 ー景気の低迷ー	7
（4）地方分権 ー自主・自立の自治体経営ー	7
（5）環境 ー自然・環境との共生ー	7
（6）市民協働 ー市民主体のまちづくりー	8
（7）安全・安心 ーさまざまな災害への備えー	8
2 江別市の現状	9
（1）人口の推移	9
（2）土地利用	10
（3）産業	11
（4）行財政運営の状況	13
3 めざすまちの姿	14
（1）まちづくりの基本理念	14
（2）めざす10年後の将来都市像	14
（3）将来人口の考え方	15
（4）都市づくり	15
4 まちづくりの基本方向とまちづくり政策分野	16
政策分野01 自然・環境	19
政策分野02 産業	21
政策分野03 福祉・保健・医療	23
政策分野04 安全・安心	25
政策分野05 都市基盤	27
政策分野06 子育て・教育	29
政策分野07 生涯学習・文化	31
政策分野08 協働	33
政策分野09 計画推進	35

■ えべつ未来戦略（別冊）

●江別市の概要

【地勢】

江別市は石狩平野の中央に位置し、全体的に平坦な地形で、総面積は187.57平方キロメートル。鉄道や充実した道路網により道内の主要都市と結ばれているほか、空・海の玄関口である新千歳空港や石狩湾新港にも近く、立地条件に恵まれています。

また、市内には日本三大河川の一つである「石狩川」が流れ、野幌森林公園があるなど、自然環境にも恵まれています。

【アクセス】

札幌駅から野幌駅まで電車で約 20 分。自動車では、札幌中心部から約 40 分。新千歳空港駅から野幌駅までは、快速電車を利用して約 60 分です。高速道路は、江別東・江別西の 2 つのインターチェンジがあり、道内各地へのアクセスも良好です。



【農業】

石狩平野の中央部で、稲作、畑作、酪農、肉用牛および施設園芸など多彩な農業を展開しており、この1次産品から産学官民が一体となってさまざまなオリジナルブランドづくりに挑戦しています。



【大学・研究所】

江別市には4大学1短大があり、市民向けの公開講座やセミナーを行なっています。また、産学官※1連携により、地域の課題解決や活性化にも取り組んでいます。さらに、道立や民間の研究施設が多く、地域ブランドの開発などを地元と連携して取り組んでいます。



【野幌森林公園】

広葉樹、針葉樹が入り混じり、森林浴や野鳥探索を楽しめます。冬は歩くスキーなどを楽しむこともできます。都市に隣接しているながら自然が大変豊かで、今日でも原始林の面影を残しています。



【れんが・やきもの】

江別市でのれんが生産は、明治 24（1891）年に始まったと言われています。れんがの生産は、産業として経済を支えたほか、文化的にも大きな影響を与え、7月に開催される「やきもの市」は、道内有数のイベントとなっています。



【用語解説】

※1 産学官：民間企業と大学・研究機関、行政機関の総称。近年、産学官の連携による共同研究開発や地域産業の技術高度化などが進められています。

＜江別市のあゆみ＞

江別の地名の由来は、アイヌ語の「ユベオツ」（サメのいる川）または「イ・プツ」（大事な場所への入口）とされています。

明治4（1871）年、宮城県涌谷領から21戸76人の農民が、江別の対雁（ツイシカリ）に入地し、明治11（1878）年には屯田兵10戸56人が移住してきました。同年、明治政府による開拓使府令が布達され江別村が誕生、その後、各地から屯田兵が入地し、計画的な開拓がすすめられました。

大正5（1916）年に町制施行、昭和29（1954）年には市制が施行され江別市が誕生しました。

昭和30（1955）年代後期から40（1965）年代にかけて、札幌市への人口集中の影響を受け、隣接する江別でも人口が急増しました。また、文京台地区の大学、その他教育・研究施設の立地、第一工業団地の整備などにより道央圏の中核都市としての地位を築きました。

平成3（1991）年には、人口10万人を達成し、平成16（2004）年には市制施行50周年を迎えました。

＜江別市の気象＞

平成14（2002）年から平成23（2011）年までの10年間の江別市の平均気温は、7.2℃で、最高の極が昭和51（1976）年、平成18（2006）年、平成19（2007）年で34.5℃、最低の極は、昭和52（1977）年でマイナス27.7℃が記録されていますが、平均気温からみると北海道でも温暖な地域に属し、冬はやや寒く、夏はやや暑い日本海側気候^{※1}に属し、市内の各地区によりやや差があります。

地勢の関係から日本海から太平洋に向け、四季を通じて風が強く、特に4月から5月頃には南南東の強風が特徴的です。

降雨量は、平成14（2002）年から平成23（2011）年までの10年間の平均が、約943mmで、7月～8月に集中しやすい傾向があります。

また、11月下旬から翌年4月初旬までが降雪期です。

【用語解説】

※1 日本海側気候：対馬海流の影響を受けて比較的温暖ですが、冬季には風雪が強まり、夏季は気温が高く、晴天が多くなります。

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本が本格的な人口減少時代を迎え、江別市においても平成 17（2005）年をピークに人口が減少し、少子高齢化も確実に進行しています。

また、経済社会のグローバル化^{※1}や、経済・雇用環境の悪化、東日本大震災を契機とした安全・安心や地球温暖化^{※2}による環境問題への関心が高まる一方で、地方では地方分権による権限移譲の進展、厳しさを増す財政運営など、江別市をとりまく社会情勢は大きく変化してきています。

第 5 次江別市総合計画^{※3}までは、人口や経済などの右肩上がりの成長も想定して、計画の期間内で実施すべき事業を明確にして取り組んできましたが、こうした社会情勢の変化に対応していくためには、総合計画で具体的な施策や事業を網羅することを見直すべき時期にきています。

このため、『えべつ未来づくりビジョン』（第 6 次江別市総合計画）では、江別市がめざすまちの姿、そしてそのまちの姿を実現するための基本方向を示します。

そして、具体的な施策や事業などは、様々な分野で定める個別計画などにおいて位置づけて、総合計画との整合を図りながら取り組んでいくことで、常に社会情勢の変化を踏まえて柔軟に対応できるようにします。

また、本計画は、平成 21（2009）年に「江別市自治基本条例^{※4}」を制定してから初めて策定する総合計画ですので、その推進にあたっては、条例の理念に基づき、市民参加によって市民と行政が認識を一つにして協働で取り組んでいきます。

2 計画の構成

本計画は、「えべつまちづくり未来構想」と「えべつ未来戦略」で構成します。

「えべつまちづくり未来構想」では、江別市の将来の都市像と、めざすまちづくりの方向性、そしてそれを実現していくために必要な手立ての「まちづくり政策」を示します。

「えべつ未来戦略」は、江別市の持つ特性や優位性を活かして、まちの魅力を高めていくことに繋がるテーマを設定し、そのテーマを実現するために必要な手立てを「まちづくり政策」の中から選択し、重点的・集中的に取り組んでいくことを具体的に示します。

また、様々な分野ごとに具体的な施策や事業を定めた個別計画を、総合計画の方針にあわせて推進することで、めざすまちの姿の実現に取り組んでいきます。

さらに、総合計画と個別計画に基づいた具体的な取り組みを定める「施策展開方針」を組織ごとに策定して推進するとともに、毎年度、PDCAサイクル^{※5}により見直していきます。

【用語解説】

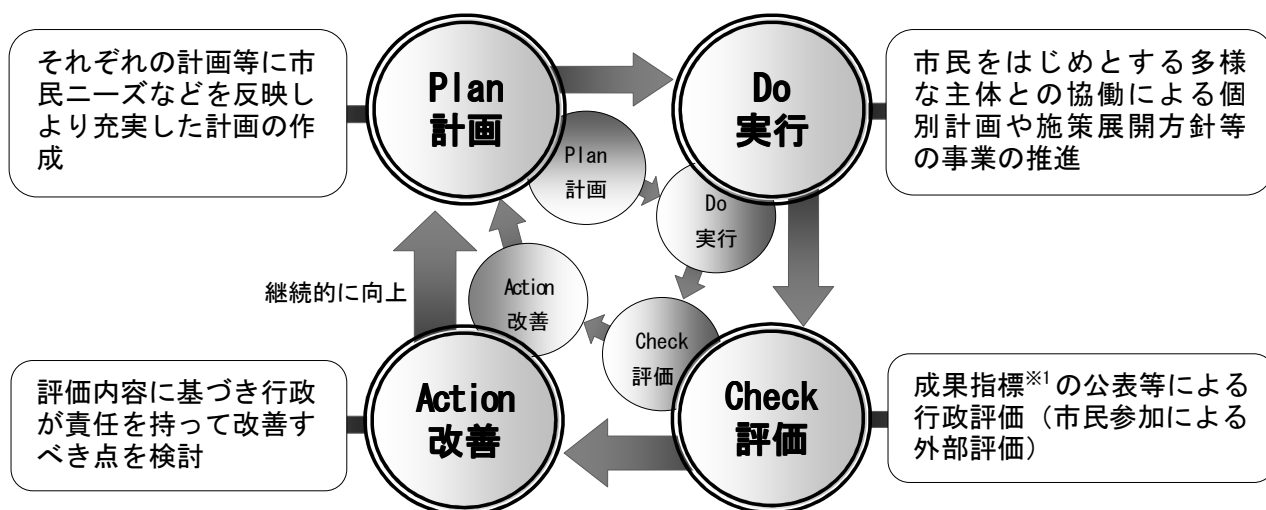
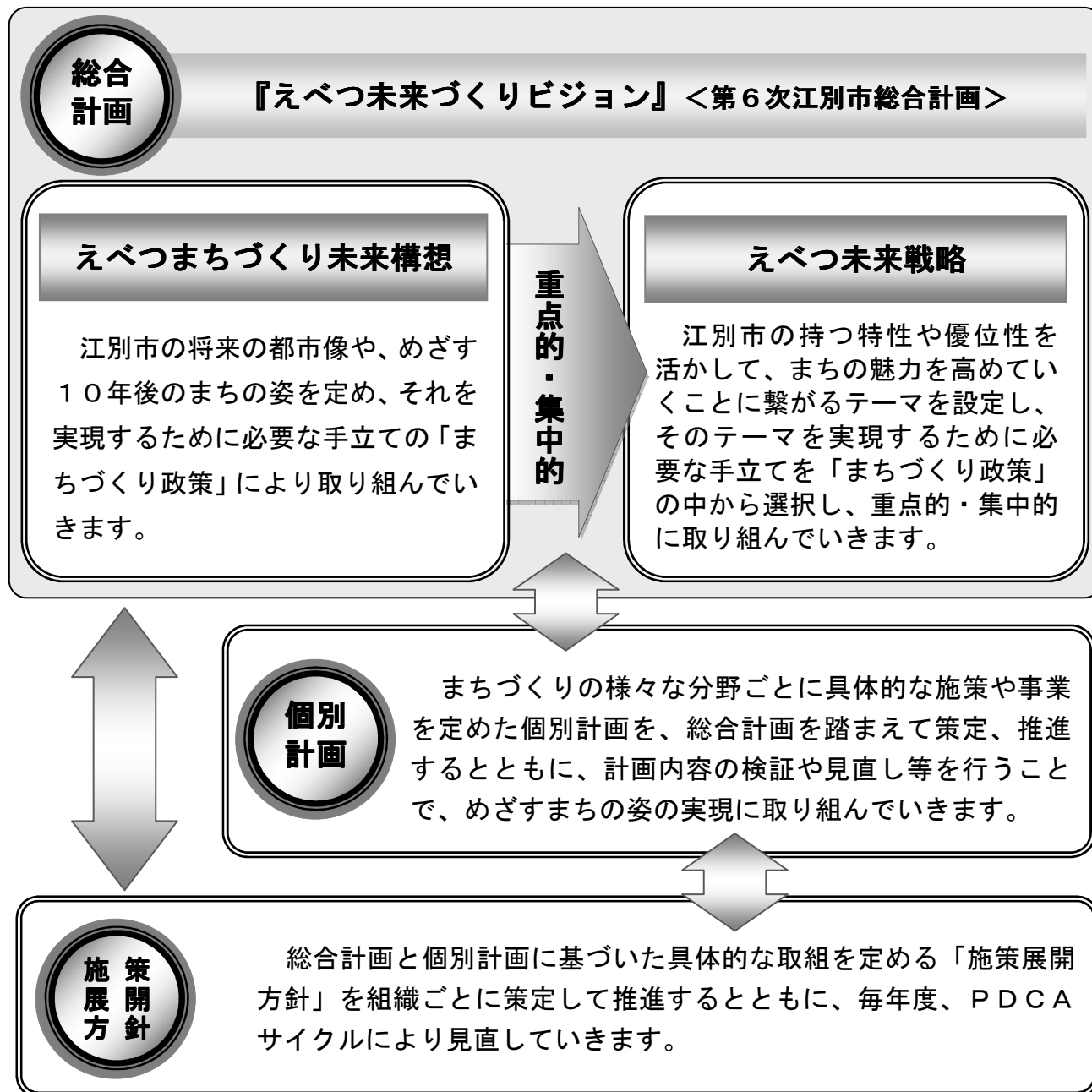
※1 グローバル化：政治・経済・文化などが国境を越えて世界規模で行われるようになること。国際化。

※2 地球温暖化：二酸化炭素の温室効果ガスの増加により気温が上昇する現象。地球温暖化が進むと生活環境や生物環境へ広く影響を及ぼすものと懸念されています。

※3 第 5 次江別市総合計画：平成 16（2004）年度から 25（2013）年度までの 10 か年を展望して策定された江別市のまちづくりの基本方向を示した計画。

※4 江別市自治基本条例：市民自治によるまちづくりを進めるための目標や基本的なルールなどを定めた条例で、平成 21（2009）年 7 月に江別市の最高規範として制定しました。市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的としています。

※5 PDCA サイクル：計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

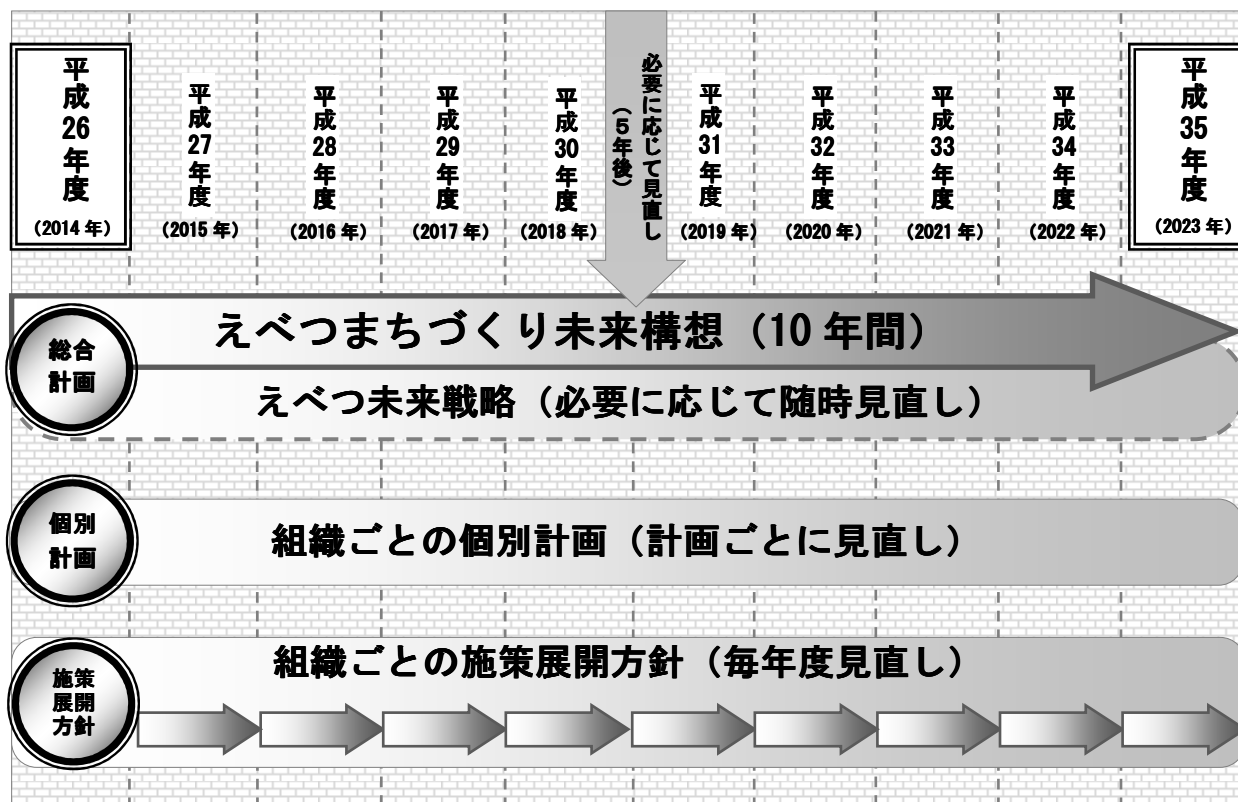


【用語解説】

※1 成果指標：設定された目的の達成度を測定するための目じるしとなるもの。

3 総合計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26（2014）年度から 10 年間とし、えべつまちづくり未来構想は、5 年後を目途に見直しを検討するとともに、えべつ未来戦略は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、その効果を高めていくため、必要に応じて随時見直しを行います。



Ⅱ えべつまちづくり未来構想

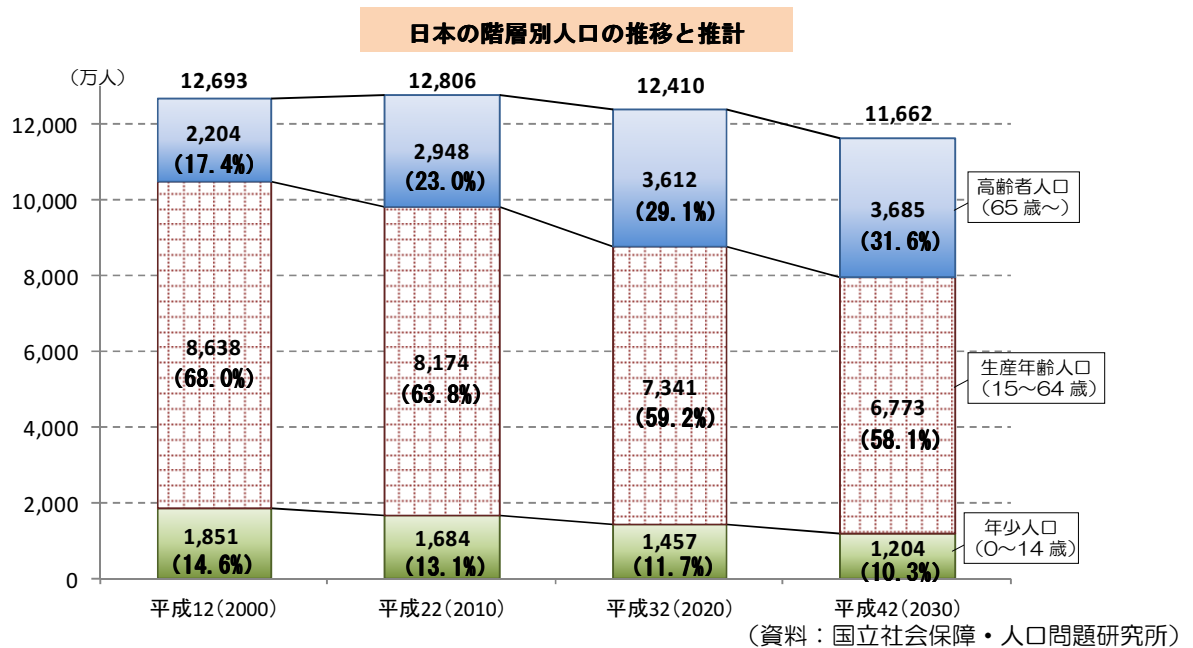
1 江別市を取り巻く社会動向

(1) 人口 ー人口減少社会へー

日本の総人口は、平成 22（2010）年国勢調査によると、平成 17（2005）年からほぼ横ばいで推移していますが、北海道を含む 38 道府県で減少しており、都市への集中が進んだ結果、地方は、すでに人口減少社会に突入しています。

平均寿命の延びが続く一方で、出生数（合計特殊出生率※¹）が低い水準で数年続いてきたことから、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本格的な人口減の社会の到来が目の前に迫っています。

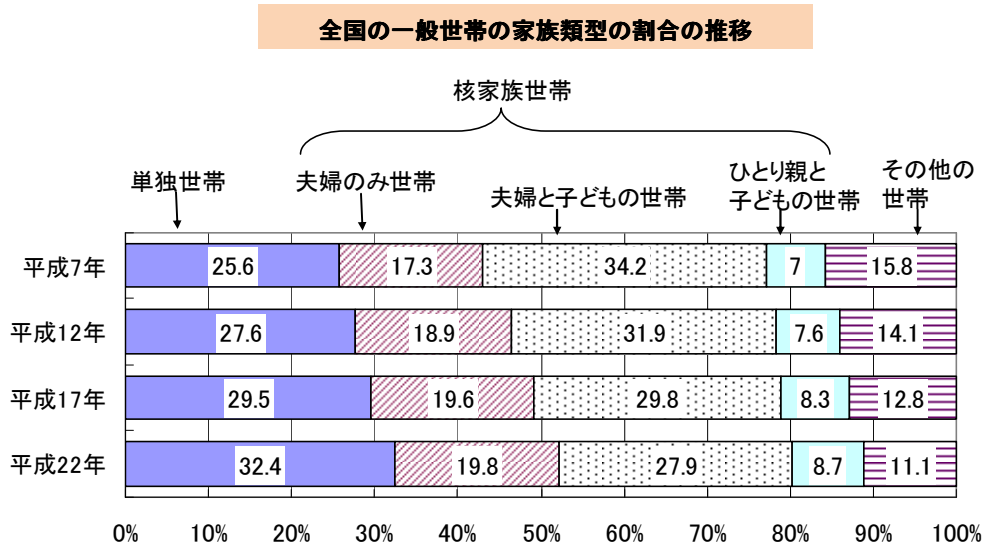
また、平成 22（2010）年の人口のうち 65 歳以上の人口が 23.0%とほぼ 4 人に 1 人が高齢者となっており、今後、一層の高齢化、少子化、そして 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少がさらに進むことが見込まれます。



(2) 世帯 ー世帯人数の減少ー

平成 22（2010）年の日本全体の一般世帯構成では、単身世帯が 32.4%で最も多く、3 世帯に 1 世帯が、ひとり住まいとなっています。

高齢化が進む中で、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれます。



【用語解説】

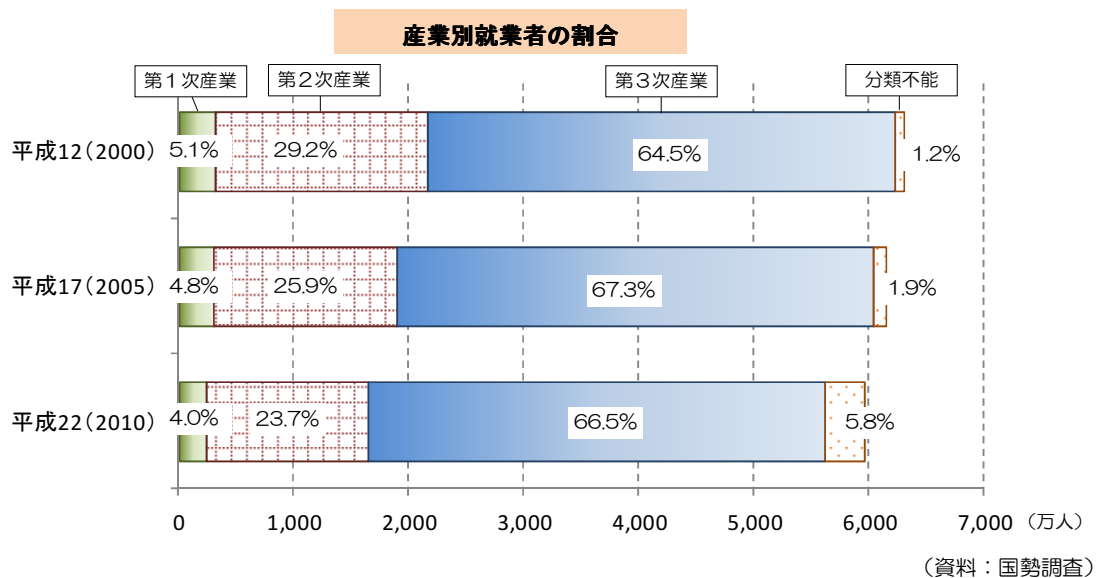
※1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(3) 経済 ―景気の低迷―

日本の経済は、バブル経済^{※1}崩壊後、平成 14 (2002) 年から平成 21 (2009) 年までの「いざなぎ景気」といわれる戦後最長とされる緩やかな景気拡大が続いてきました。しかし、平成 20 (2008) 年秋以降、米国に端を発したリーマン・ショック^{※2}と呼ばれる金融不安の拡大が引き金となり、これまで経験したことのない世界同時不況に直面しました。また平成 23 (2011) 年には、東日本大震災やタイの洪水等により、世界各国での生産が停滞する事態に陥りました。

以降、雇用情勢や所得水準の状況は厳しく、中国などアジアを中心とした新興国の目覚ましい経済情勢もあることから、日本経済が飛躍的に伸びることは難しい状況です。

また、日本の全就業者数は、平成 22 (2010) 年には 5,961 万人で、平成 17 (2005) 年と比較すると、5 年間で 192 万人の減少となっています。また、単に就業者数だけでなく、雇用形態としての派遣社員等の非正規雇用の比率の増大も近年の特徴となっています。



(4) 地方分権 ―自主・自立の自治体経営―

地方分権一括法^{※3} (平成 11 年) の成立以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直しなどが進んできました。

また、平成 23 (2011) 年の第 1 次・第 2 次一括法により、国からの義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、市町村等への権限移譲が進むことになりました。

今後は、国の指導による画一的な行政運営ではなく、市町村が地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくとともに、自主的・自立的な自治体経営を行うことが求められています。

そのため、各自治体では限られた財源の中で、地域自らの主体性と責任において行政課題に取り組む重要性がより高まってきています。

(5) 環境 ―自然・環境との共生―

経済の発展と生活水準の向上は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられてきました。その結果、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など人類の生存基盤に深刻な影響を与える地球規模での環境問題が顕在化し、今や我々にとって環境問題は世界的に取り組まなければならない大きな課題となっています。

環境問題に対する意識の高まりの中、市民一人ひとりが、自然環境と共生する視点に立って生活様式などについて工夫を重ね、自然への負荷の少ないまちづくりをめざすことが求められています。

【用語解説】

- ※1 バブル経済：株や土地をはじめとした資産の価格が、経済の基礎的条件からみて適正な水準を大幅に上回って上昇した日本経済の状況のこと。
- ※2 リーマン・ショック：平成 19 (2007) 年の夏以降に起こった米国の住宅金融市場の混乱が、金融市場全体へ広がり、平成 20 (2008) 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破産申請により、国際金融資本市場の緊張が一気に高まったこと。
- ※3 地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことで、地方分権改革の柱として、平成 12 (2000) 年 4 月に施行されました。住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うことを主な目的とし、地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保するために機関委任事務を廃止し、自治体の処理に関する事務は、自治事務と法定受託事務の二つに整理されました。

（６）市民協働 ―市民主体のまちづくり―

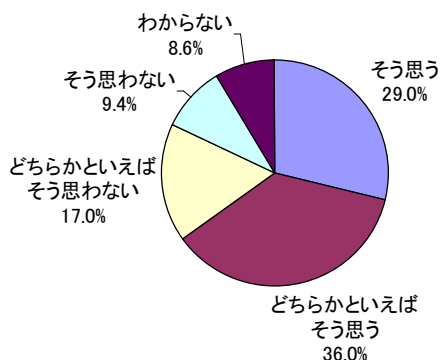
日本では、行政に対する市民ニーズの多様化が進み、よりきめ細かな質の高い公共サービスが求められています。社会保障費の増大などの財政的な課題もありますが、行政が中心となって担ってきた公共サービスを、まちづくりの主役であるすべての市民が互いに手を取り合って、それぞれの得意分野を活かして担っていくことが、まちを発展させるための大きな活力となります。

このため、公共サービスを行政だけでなく、自治会やNPO※¹、ボランティア等の市民活動団体に加え、民間企業等の多様な主体が担うという「新しい公共※²」の考え方が浸透してきています。平成22（2010）年には、内閣府の「新しい公共」円卓会議で、「『新しい公共』宣言」が決定され、「支え合いと活気のある社会」をつくるために、市民活動団体や企業、政府（行政）が一定のルールに基づき、それぞれの役割を持って参加し、協働するという考え方が示されました。

内閣府の社会意識調査によると、市民協働を活用した公共サービスの展開については、65.0%の方が活用していくべきと考えており、社会活動等への市民の参画意識については、67.3%の方が社会の一員として何か社会に役立ちたいと思っています。

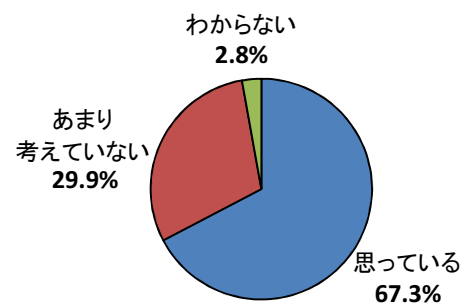
今後は、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政などが、それぞれの役割と責務を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組む「協働」をキーワードに、協働の仕組みづくりや活動支援などの取組を強化し、市民が愛着を感じるまちづくりを進めていくことが重要になっています。

公共サービスの実施において、
できるものからNPOやボランティア団体を
活用する方向に進めていくべきか



（資料：平成22年内閣府社会意識に関する世論調査）

社会の一員として、何か社会のために
役立ちたいと思うか（社会貢献意識）



（資料：平成23年内閣府社会意識に関する世論調査）

（７）安全・安心 ―さまざまな災害への備え―

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災は、東北地方を中心に、死者、行方不明者が18,500人を超える未曾有の大災害となりました。その犠牲者の多くが津波によるものであり、避難が確実に行われていれば、助かったケースも多く、防災訓練や市民意識等のソフト面で大きな教訓を残しました。

また、避難生活では、民間企業やボランティア団体などの活躍もあり、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災に比較して迅速な支援が行われた部分もありますが、被災者の生活再建の支援方法や、避難所への情報の伝達方法等の新たな課題も見つかりました。

東日本大震災以降、防災に関するハード、ソフトの両面についての市民の安全・安心への意識は高まっており、防災への備えや発生時の対応のあり方について見直しが必要となっています。

【用語解説】

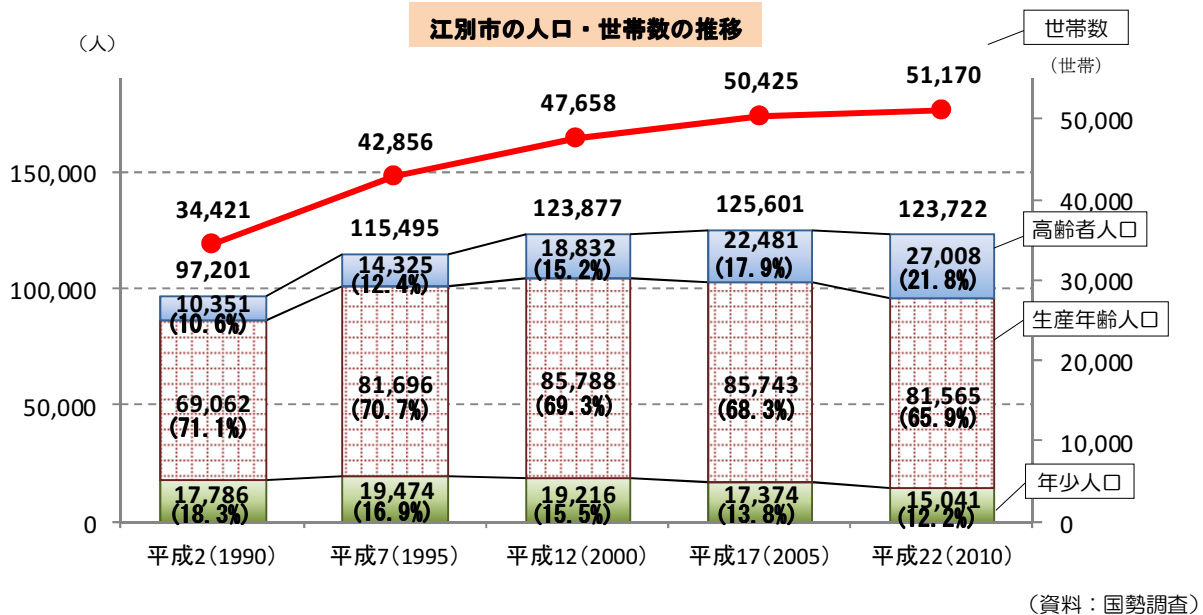
※1 NPO：【nonprofit organization】福祉や医療、環境保護など広範な分野で社会貢献や慈善など公益実現を目的に活動する市民団体のこと。

※2 新しい公共：従来は官が独占してきた領域を「公（おおよけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。

2 江別市の現状

(1) 人口の推移

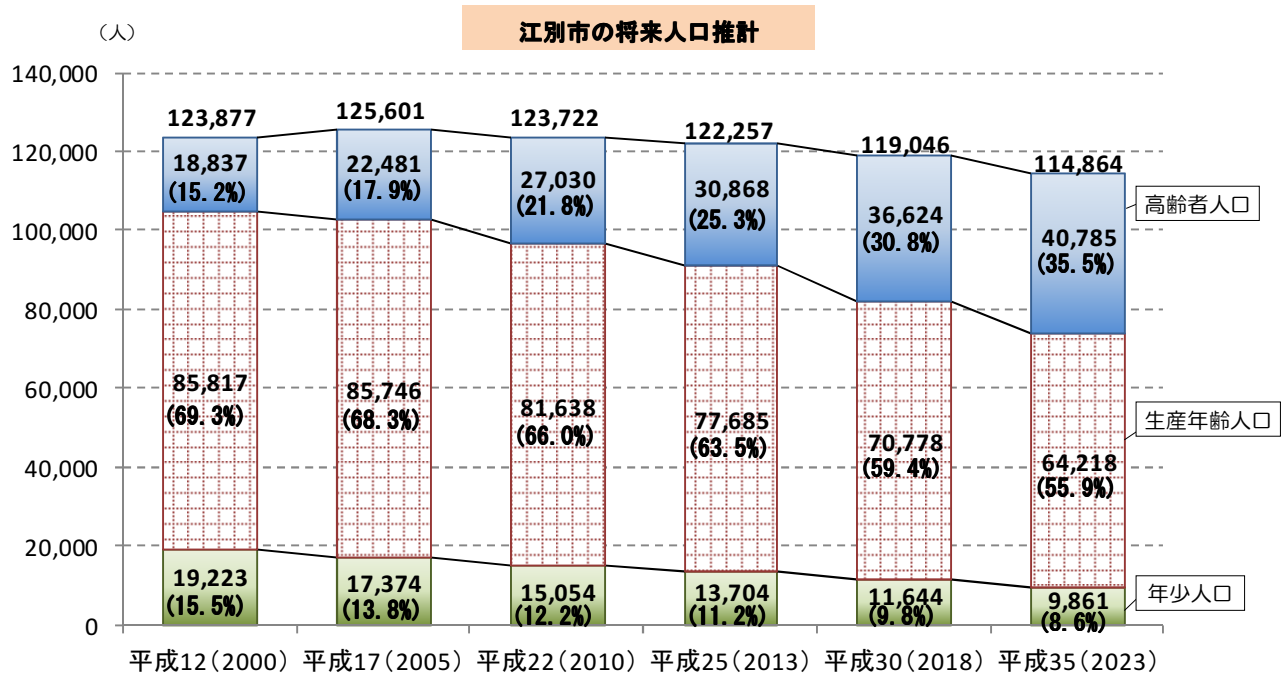
江別市の人口は、国勢調査によると平成17(2005)年の125,601人をピークに平成22年(2010)年には減少に転じ、123,722人となっています。



将来人口推計では、今後も緩やかな減少傾向を示し、平成30(2018)年には、12万人を下回り、平成35(2023)年には、約11万5千人になると予想されます。

年齢別にみると、平成35(2023)年には、14歳以下の年少人口が、全体の10%を下回るとともに、65歳以上の高齢者人口が35%を上回る見込みです。

一方、生産年齢人口は、平成22(2010)年との比較で17,420人(21.3%)減となり、今後も減少が予想されます。



<人口見通しの考え方>

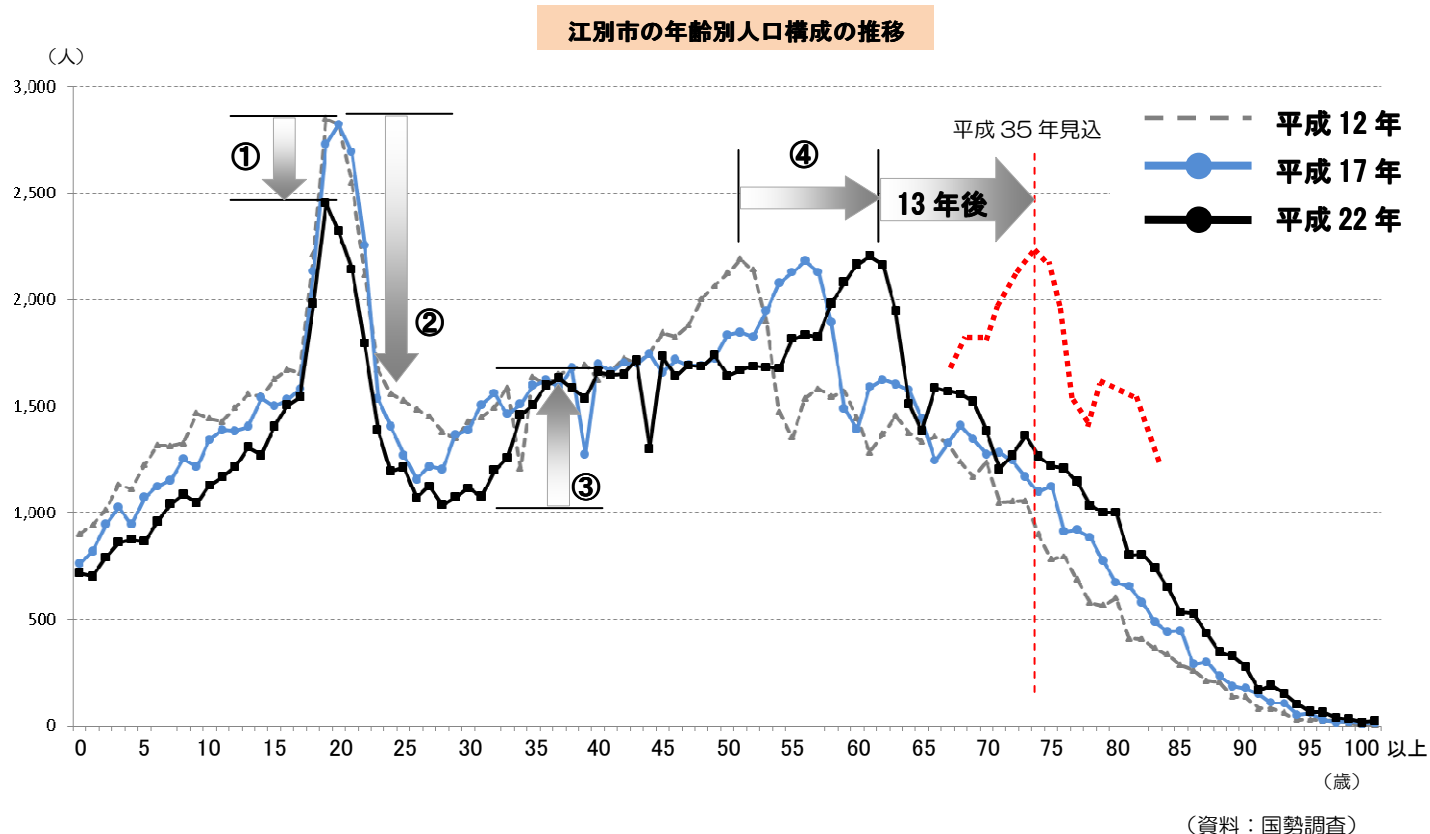
国立社会保障・人口問題研究所に準拠し、江別市の各種データを用いて算出しました。
(平成12年から平成22年までの年齢不詳分は、各年齢階層に按分しています。)

平成 12（2000）年から平成 22（2010）年までの国勢調査の結果を年齢別の人口構成の推移で見ると、江別市の傾向としては、20 歳前後の人口がこの 10 年間で大きく減少しており、市内に居住する大学生の減少と大きく関係しています。（下図の①）

また、大学を卒業する年齢（22 歳から 25 歳まで）で一気に人口が減少する傾向にあり、市内の大学生が市外へ転出している状況が分かります。（下図の②）

そして、30 歳代の人口から増加する傾向にあることから、子育て世代が市内へ転入していると考えられます。（下図の③）

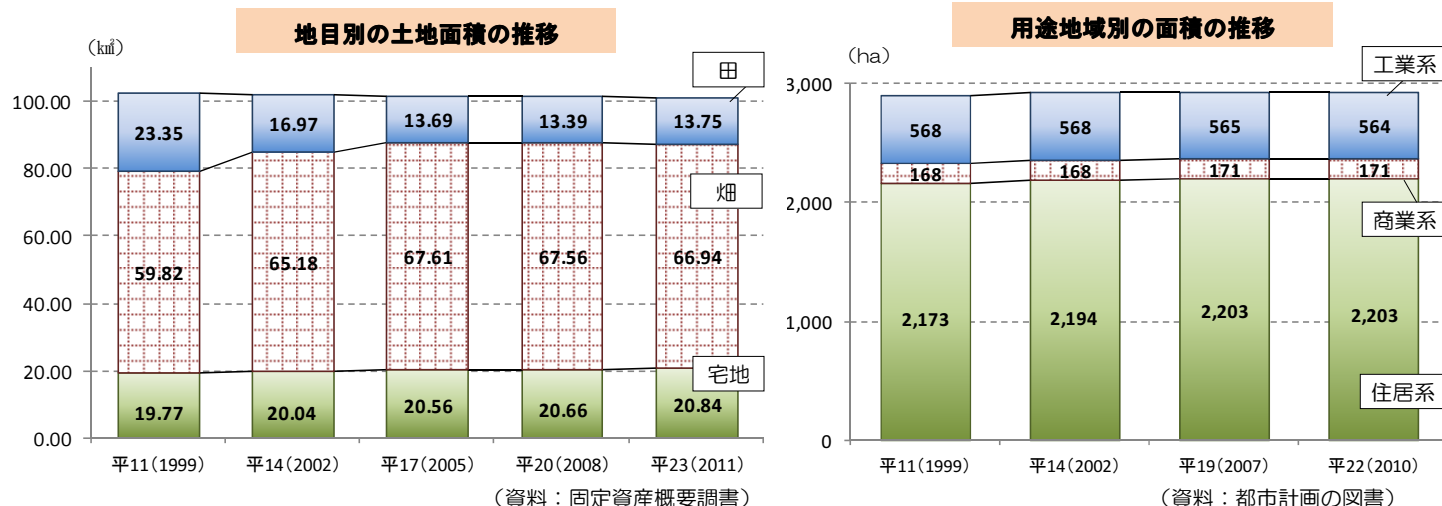
人口構成における 60 歳前後の大きな山が、年月の経過とともに高年齢の方向に動いていくため、65 歳以上の高齢者人口が、今後ますます多くなることが予想されます。（下図の④）



(2) 土地利用

地目別の土地面積の推移をみると、平成 23（2011）年は、平成 11（1999）年と比較して宅地はわずかに増加し、畑が 7.12 km^2 増加している一方で、田は 9.60 km^2 減少しています。

また、用途地域別の面積の推移では、平成 22（2010）年は、平成 11 年と比較して住居系地域がわずかに増加し、商業系地域、工業系地域には大きな変化がありません。



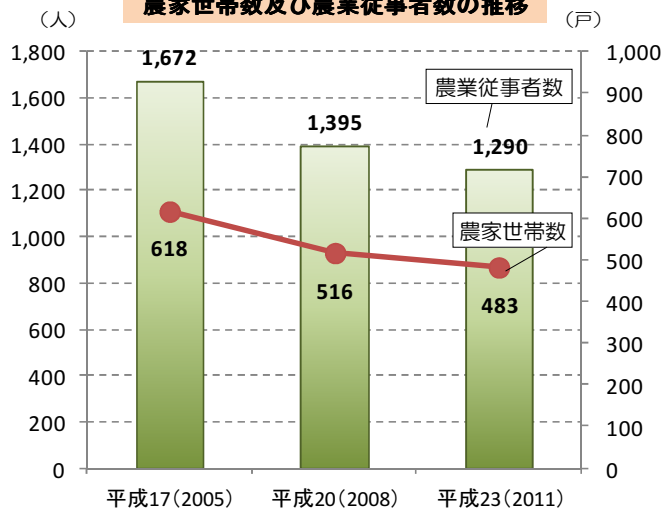
(3) 産業

① 農業

江別市は、北海道最大の都市である札幌市に隣接している立地を活かした都市型農業^{※1}を推進しており、稲作、畑作、酪農、肉用牛、施設園芸など多彩な農業を展開しています。

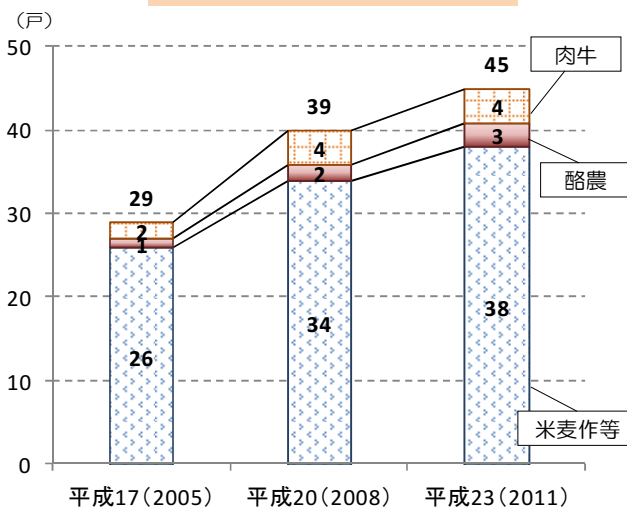
少子高齢化や農地集積等により農家戸数は減少傾向にありますが、農業生産法人^{※2}数は増加傾向にあり、より生産性の高い農業経営をめざしています。また、市場で付加価値の高い農産物の作付面積や家畜の飼養頭数等を増やすことで、新たな需要の拡大や市場での競争力を高めています。

農家世帯数及び農業従事者数の推移



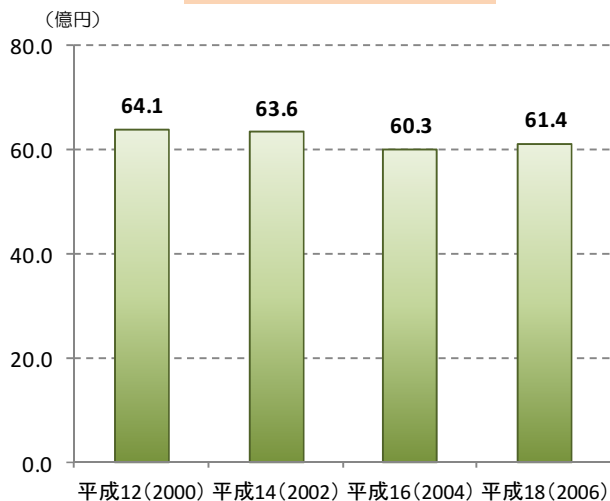
(資料：農業委員会)

業種別農業生産法人数の推移



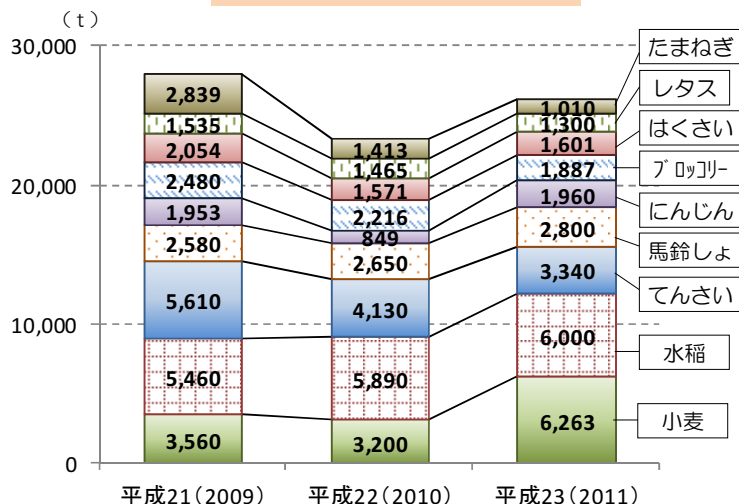
(資料：農業委員会)

農業産出額の推移



(資料：農林水産省北海道農政事務所 札幌統計・情報センター)

主要作物の収穫量の推移



(資料：道央農業協同組合 江別営農センター)

【用語解説】

※1 都市型農業：①大都市の消費者や市場から近距離であること、②農畜産物の種類や経営が多様であること、③食品などの産業や大学・研究機関との連携、集積が進んでいることの3つを合わせた農業のかたちとして江別市独自に定義しています。

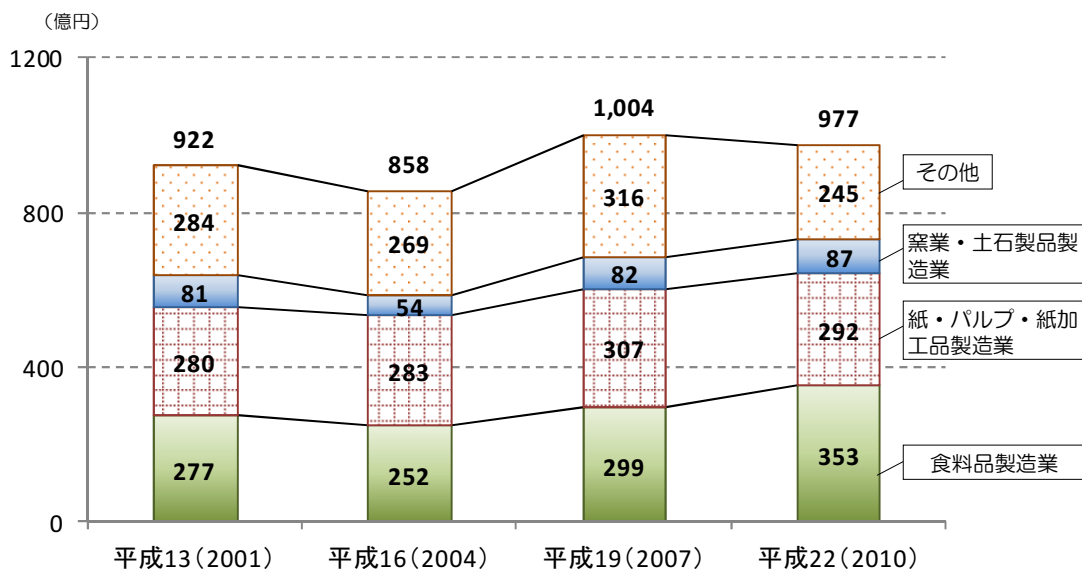
※2 農業生産法人：農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人。

② 製造業

リーマン・ショック等グローバル経済の影響で、景気は依然として厳しい状況となっており、製造品出荷額等は近年減少傾向にあります。

製造業は、歴史的に紙・パルプ等をはじめ食料品、窯業・土石製品製造業を三大主要産業として発展してきており、平成 22（2010）年の製造品出荷額は全体の 74.9%を占めています。

製造品出荷額等の推移



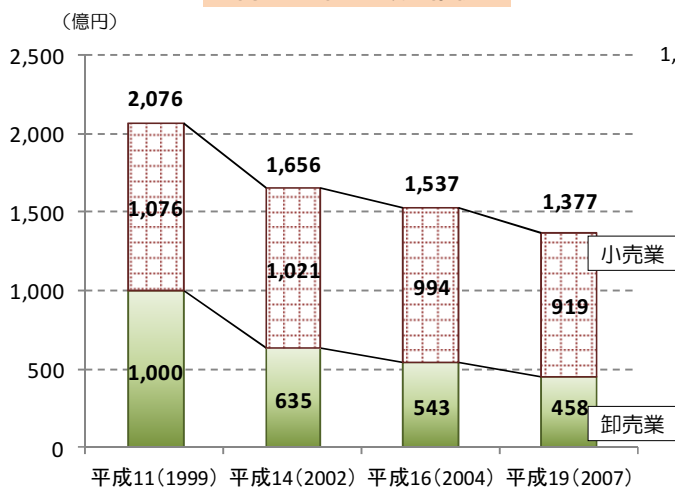
(資料：経済産業省 工業統計)

③ 商業

商業年間販売額は、中心市街地への大型店舗や郊外型大型店舗の進出で、一時期大きく伸びていましたが、全国規模の大型店舗進出による卸売業を介さない流通形態の増加などにより減少傾向にあります。

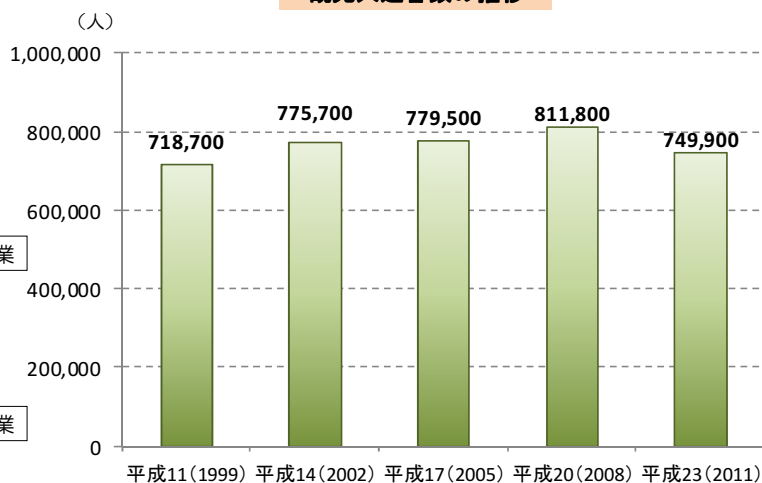
また、近年は、平成 20（2008）年のリーマン・ショックや平成 23（2011）年の東日本大震災等の影響により、観光入込客数※¹も同様に減少傾向となっています。

商業年間販売額の推移



(資料：経済産業省 商業統計)

観光入込客数の推移



(資料：北海道観光入込客数調査報告書)

【用語解説】

※¹ 観光入込客数：行政が、自分の行政区に訪れた観光客数を統計などに使用する際の数値。

(4) 行財政運営の状況

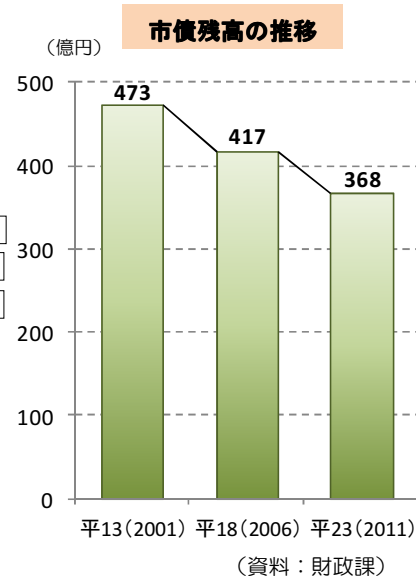
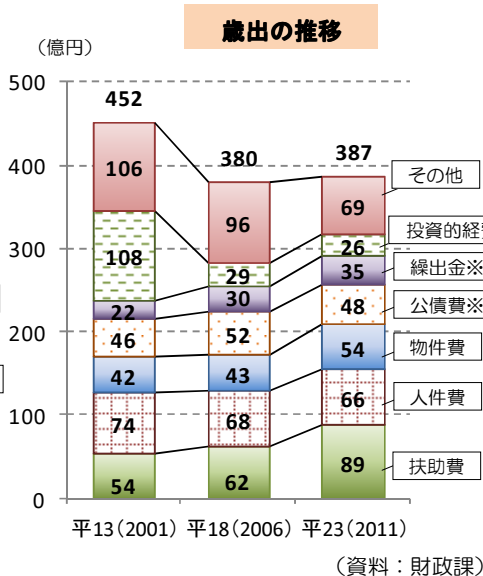
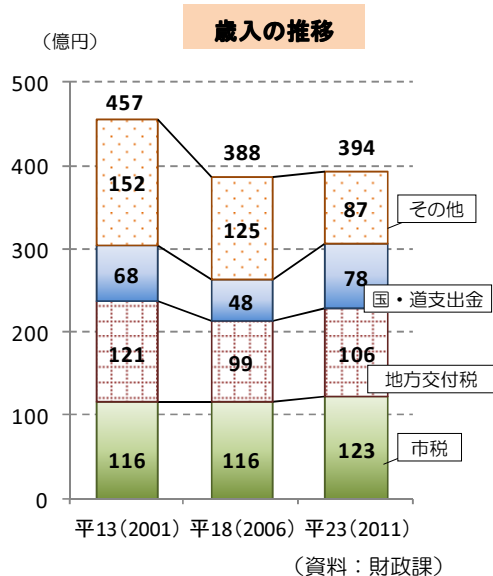
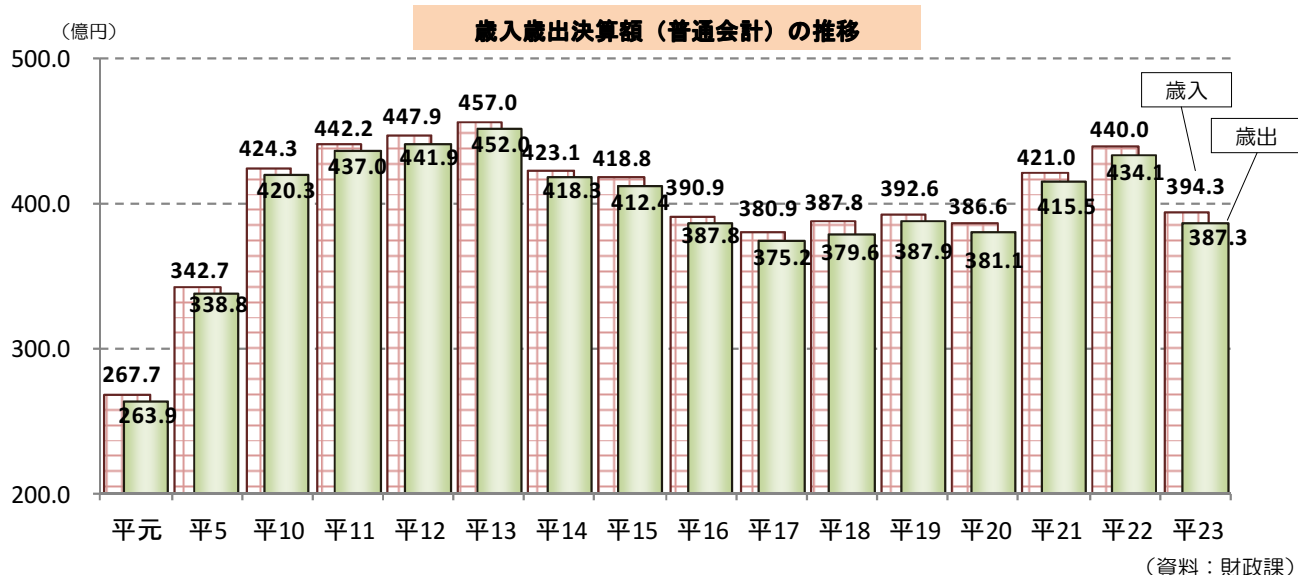
江別市の平成元（1989）年度からの普通会計の決算規模の推移を見ると、人口増加に伴う社会基盤整備やバブル経済崩壊後の国の経済対策に合わせた各種公共事業の実施により、平成13（2001）年度までは歳入・歳出とも増加を続けましたが、平成14（2002）年度以降は、事業の終了や投資的経費※1の抑制等により減少に転じています。なお、平成21（2009）年度は大規模な景気対策、平成22（2010）年度は土地開発公社の解散に伴う用地取得などにより増加しましたが、平成23（2011）年度は、それ以前の水準に戻っています。

普通会計の歳入では、市税と地方交付税※2が、歳入の半分以上を占めています。これらの収入は、国などから使途の制約を受けずに使い方を独自に決めることができる「一般財源」の中心となるものですが、景気の低迷により市税収入の増加は見込めない状況にあり、また、国の財政再建による地方交付税への影響も視野に入れなくてはなりません。

歳出は、少子高齢化の進行や景気の低迷などにより、生活保護費や各種手当等の扶助費が増加しており、また、物件費※3も国の景気対策等のため、近年増加傾向にあります。

なお、市債※4の残高は、人口の伸びに伴う必要な社会資本の整備のため、平成15（2003）年頃まで増加していましたが、近年は減少しています。

今後も、歳入規模に見合った歳出構造となるよう引き続き行政改革に取り組み、持続可能な行財政運営に努めていく必要があります。



【用語解説】

- ※1 投資的経費：その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらない公共施設や学校、道路などの建設事業等にかかる経費のこと。
- ※2 地方交付税：地方公共団体が等しく事務を行うことができるように、一定の基準により国から交付される税のこと。
- ※3 物件費：物品の購入や光熱水費、印刷、施設の管理委託などの費用のこと。
- ※4 市債：公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に発行する長期の借入金のこと。
- ※5 繰出金：国民健康保険・介護保険等の各会計への負担等のこと。
- ※6 公債費：市債（借入金）の返済費用のこと。

3 めざすまちの姿

(1) まちづくりの基本理念

江別市を取り巻く状況は、経済や社会の情勢により大きく変わってきていますが、いつの時代においても、そこに暮らしているすべての市民が幸せになることが、まちづくりで一番大切です。

10年後の江別市では、高齢化率が35%を上回ることが予想されます。高齢化率が21%を超えた超高齢社会であっても、すべての市民が快適に暮らせるまちづくりが求められます。また、同時に、生産年齢人口や年少人口の減少により、産業を支える人口や江別市の将来を担う子どもたちが減ることから、まちの活力にとっては大きな痛手となるため、その対応は、喫緊の課題となっています。

このため、市民が暮らしやすくいつまでも住み続けたいと思えるまちづくり、また、江別市に住んでいない人でもぜひ住んでみたいと思えるようなまちづくりを基本に取り組んでいくこととし、基本理念として、「安心して暮らせるまち」、「活力のあるまち」、「子育て応援のまち」、「環境に優しいまち」の4つの柱を掲げます。

そして、これらは、江別市に暮らす市民一人ひとりの協力がなくては実現できません。市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など様々な主体が、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら協働して地域課題に取り組む「協働のまちづくり」が、この基本理念の根幹にあります。

① 安心して暮らせるまち

子どもから高齢者まで、あらゆる人が健康的に安心して暮らせるように、福祉・保健・医療サービスを充実するとともに、地域防災力の向上を図り、生活する上での様々な不安を解消して安全・安心を確保することをめざします。

② 活力のあるまち

人がいきいきと暮らす活気あふれるまちとなるように、市民の暮らしを支える農業や商工業などの江別市の産業を活性化するとともに、生きがいや心の豊かさを育む文化やスポーツ活動などを充実し、まちに賑わいや活力を生み出していくことをめざします。

③ 子育て応援のまち

江別の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子育て支援や教育内容などの充実を図ることで、子どもを産み育てる魅力があふれるまちをめざします。

④ 環境にやさしいまち

江別の豊かな自然を次代に引き継いでいけるように、再生可能エネルギー^{※1}の推進やごみの資源化を推進するとともに、野幌森林公園や石狩川などの自然環境とふれあうことにより、人と自然が共生するまちをめざします。

(2) めざす10年後の将来都市像 『笑顔あふれる 元気なまち えべつ』（仮）

江別市が持つ特性や優位性を最大限に活かし、人ともとの情報が行き交うまちの賑わいを創出して、まち全体を元気にしていきます。

また、第5次江別市総合計画で進めてきた将来都市像の「人が輝く共生のまち」の「人中心」の地域社会へという方向性を守りながら、市民一人ひとりがいきいきと輝き、幸せの笑顔に満ちた江別市をつくります。

【用語解説】

※1 再生可能エネルギー：太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。

(3) 将来人口の考え方

人口減少と少子高齢化は、日本全体の大きな課題であり、江別市においても推計で平成 35（2023）年には、平成 22（2010）年の 123,722 人から 9 千人近く減少して、約 11 万 5 千人となり、少子高齢化もさらに進行すると見込まれます。

このため、これからは成長を前提にして社会資本を郊外へ広げる「拡大型のまちづくり」ではなく、日常生活に必要なサービスが身近にあり、暮らしやすさや豊かさを実感できる「内部熟成型^{※1}のまちづくり」による持続可能なまちをめざしていきます。

10 年後の人口については、江別が持つ特性や優位性を最大限に活かした戦略的な取組を展開して、これからの江別の元気を支えていく子育て世代を中心とした生産年齢人口の転入を促進するとともに、定住環境を高めることにより、推計人口よりも多い、現在の人口規模を維持することをめざします。

(4) 都市づくり

① 産業を活性化させるための基盤の充実

江別市には、北海道を縦断する高速自動車の東西 2 か所のインターチェンジや道内の主要都市と結ばれている国道などの広域幹線道路^{※2}があります。また、大消費地に隣接していることや雇用の確保が容易であることなどから、産業活動の拠点としての潜在的な能力を江別市は持っています。

そのため、江別市を支える産業全体が今後ますます活性化するように、子育て・教育環境や健康・福祉環境など、産業に従事する人々を取り巻く生活基盤の総合的な充実を図ります。併せて、インターチェンジ周辺などでは、周辺環境との調和を図りつつ、地域の特性を活かした土地利用の検討を進めます。また、農村地域については、生産性を高めるために優良農地の保全と有効利用を図るとともに、農村地域が持つ豊かな環境を観光に活かした利用も進めていきます。

② 江別市の利点を活かしたライフスタイルに応じたまちづくり

江別市は、JR を利用すると札幌の中心部まで短時間で行くことができます。この交通上の利点を活かし、高齢者をはじめとして誰もが活動しやすく、快適に生活できるように、駅周辺に生活機能を集約化するなど、車に過度に依存することなく、駅を中心とした利便性の高い市街地形成を進めていきます。

また、北海道最大の都市である札幌に隣接していながら、まちの周辺部には豊かな自然が広がっていることから、駅を中心とした拠点とその他地域との間で、それぞれの地域の特性を活かしながらライフスタイルに応じた機能的な連携を図り、市民の視点で既存の都市機能や地域特性を有効に活用しながら、誰もが暮らしやすさや豊かさを実感できるようなまちをめざしていきます。

【用語解説】

※1 内部熟成型：都市の中心部など一定の地域の開発に力を注ぎ利便性を高めていくまちづくりの形態。

※2 広域幹線道路：各市町村相互の連携を強化する役割を持つ道路で、国道 12 号、275 号、道道札幌北広島環状線など道央都市圏の骨格を担う路線が位置づけられています。

4 まちづくりの基本方向とまちづくり政策分野

まちづくりを進めるために、9つの「まちづくり政策分野」とそれぞれの政策を展開する方向性を定め、具体的な事業の実施計画は、個別計画や部局別の施策展開方針等へ委ね、社会経済情勢等に柔軟に対応しながら事業を推進していきます。

なお、江別市のまちの魅力を高めるために実施する重点的な取組は、「えべつ未来戦略」によって組織横断的・集中的に推進していきます。

まちづくり政策分野	政策への取組の基本方針
01 自然・環境	1 人と自然の共生 (1) 地球環境の保全 (2) 水と緑の保全 (3) 安全な地域環境の保全 (4) 再生可能エネルギーの推進 (5) 環境教育・学習の推進
	2 循環型社会※1の形成 (1) ごみの減量化と適正な処理の推進 (2) ごみ資源化の推進
	1 都市型農業の推進 (1) 農業経営の安定化 (2) 農畜産物の高付加価値化 (3) 次代へ引き継ぐ農村環境づくり (4) 地産地消※2の推進
	2 商工業の振興 (1) 食関連産業の振興 (2) 産学官連携による新たな技術開発 (3) 企業立地の促進 (4) 中小企業の経営の充実 (5) 商店街の活性化 (6) 就業環境の充実
02 産 業	3 観光による産業の振興 (1) 地域資源の発掘と活用 (2) 江別ブランドの確立 (3) 観光・イベント情報の発信
	1 地域福祉の充実 (1) 地域福祉活動の推進 (2) 福祉意識の向上と人材の確保
	2 健康づくりの推進と地域医療の安定 (1) 健康増進活動の推進 (2) 疾病予防・重症化予防の促進 (3) 地域医療体制と市立病院経営の安定
	3 障がい者福祉の充実 (1) 自立的な社会参加の促進 (2) 地域生活への支援 (3) 日常生活への支援 (4) 日中活動への支援
	4 高齢者福祉の充実 (1) 地域交流と社会参加の促進 (2) 介護予防と自立生活の支援 (3) 在宅福祉サービスの充実 (4) 施設サービス機能の充実
	5 安定した社会保障制度運営の推進 (1) 生活困窮者への支援 (2) 国民年金制度の啓発 (3) 国民健康保険制度の安定 (4) 後期高齢者医療制度の安定
03 福祉・保健・医療	

【用語解説】

※1 循環型社会：生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。

※2 地産地消：地域で生産された農産物等をその地域で消費しようとする取組。江別市内の小中学校の給食では、江別産の食材も使用されています。

まちづくり政策分野	政策への取組の基本方針
04 安全・安心	1 安全な暮らしの確保 (1) 交通安全の推進 (2) 防犯活動の推進 (3) 市民相談の充実 (4) 生活衛生環境の充実 (5) 冬期生活環境の充実
	2 地域防災力の向上 (1) 耐震化の推進 (2) 防災意識の向上 (3) 防災体制の強化
	3 消防・救急の充実 (1) 消防組織体制の充実 (2) 救急体制の充実 (3) 火災予防対策の推進
05 都市基盤	1 市街地整備の推進 (1) 江別の顔づくり (2) 公園整備の推進 (3) 市営住宅整備の推進 (4) 計画的な土地利用の推進 (5) バリアフリー※1の街並みづくり (6) 上下水道の整備 (7) 住みかえ支援の推進
	2 交通環境の充実 (1) 安全で快適な道路環境づくり (2) 冬期間の交通の確保 (3) 公共交通の活性化
06 子育て・教育	1 子育て環境の充実 (1) 母子保健の充実 (2) 地域子育て支援の充実 (3) 未就学期児童への支援 (4) 学齢期児童への支援 (5) 療育支援の充実
	2 子どもの教育の充実 (1) 教育内容の充実 (2) 健康教育の充実 (3) 開かれた学校づくり (4) 教育環境の充実 (5) 心のケアの充実 (6) 青少年健全育成活動の充実

【用語解説】

※1 バリアフリー：高齢の方や障がいのある方が生活する上で、障害（バリア）となるものを取り除くこと。

まちづくり政策分野	政策への取組の基本方針
07 生涯学習・文化	1 生涯学習の充実 (1) 社会教育関連施設の充実 (2) 生涯学習支援体制の推進 (3) 生涯学習機会の充実
	2 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造 (1) 文化・芸術活動の育成・支援 (2) 文化・歴史遺産の保存と継承 (3) れんがの保存と活用
	3 市民スポーツ活動の充実 (1) スポーツ・レクリエーション機会の充実 (2) スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援 (3) スポーツ・レクリエーション施設の充実
08 協 働	1 協働のまちづくりの推進 (1) 江別市自治基本条例の普及・啓発 (2) 市政への市民参加の拡大 (3) コミュニティ※1 活動への支援と相互連携 (4) 市民活動団体の支援と相互連携 (5) 大学との連携によるまちづくりの推進 (6) 友好都市等との交流の推進
	2 国際交流の推進 (1) 人材・団体の育成 (2) 国際理解の推進 (3) 在住外国人への情報提供の充実
09 計画推進	1 自主・自立の市政運営の推進 (1) 基礎自治体※2 機能の充実 (2) 計画行政の推進 (3) 政策形成能力の向上と効率的な組織体制の構築 (4) 広域連携の推進
	2 透明性の高い市政の推進 (1) 広聴の充実 (2) 広報の充実 (3) 情報公開の推進とプライバシーの保護
	3 男女共同参画による市政運営の推進 (1) 男女平等意識の醸成 (2) 男女共同参画の視点に立った政策の形成

【用語解説】

※1 コミュニティ：人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会、共同体。

※2 基礎自治体：住民に最も身近な行政主体である市町村のこと。

基本目標

きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい
えべつをめざします

● 政策展開の方向性 ●

江別の豊かな自然や地域環境を次代に引き継いでいけるよう、地球温暖化対策、地域環境の保全、水と緑の保全、ごみの減量化・資源化などへの課題に対応するとともに、市民・事業者・行政との協働により環境保全に取り組み、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

取組の基本方針

01-01 人と自然の共生

01-02 循環型社会の形成

◆ 01-01 人と自然の共生

(1) 地球環境の保全

地球温暖化防止等に向けて、環境負荷^{※1}の少ない、地球にやさしい生活・活動を行うことにより、地球環境の保全に努めます。

(2) 水と緑の保全

市民・事業者・行政が協働して身近な緑の保全に努め、緑を育てる取組を進めるとともに、河川や湖沼などがもたらす良好な自然環境を守ります。

(3) 安全な地域環境の保全

大気、水質、騒音、悪臭などの環境問題に適切に対応するとともに、市民・事業者へ情報を提供することにより、産業型公害^{※2}や都市・生活型公害^{※3}の発生を未然に防ぎ、安全な地域環境を守ります。

(4) 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーについて市民への浸透を図るとともに、導入手法等の啓発に努めていくことで、再生可能エネルギーの利用を推進します。

(5) 環境教育・学習の推進

環境についての学習の機会や情報の提供を通じて、市民・事業者が環境に対する責任と役割を自覚し、環境保全のための取組の意欲と能力を高めます。

【用語解説】

※1 環境負荷：人の活動により、自然環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

※2 産業型公害：工場等が原因者となって発生する公害のこと。

※3 都市・生活型公害：都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害のこと。自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあります。

◆ 01-02 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化と適正な処理の推進

市民・事業者・行政との協働により、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに取り組みやすい環境づくりや意識の啓発を行い、ごみの発生量・排出量を減らすよう努めるとともに、収集・運搬・処理・処分について効率的かつ適正に行い、安全・快適な生活環境をつくれます。

(2) ごみ資源化の推進

ごみ資源化の啓発や支援を通じて、市民・事業者それぞれが、再利用・再資源化に対する意識の向上に努めることで、分別収集やリサイクルなど積極的にごみの資源化を推進します。

基本目標

地域特性を活かした産業が躍動するえびつをめざします

● 政策展開の方向性 ●

地域における活発な産業活動は、雇用を創出して活気のあるまちをつくります。

北海道最大の都市である札幌市に隣接している立地を活かした都市型農業の推進、地域の特性を活かし、産学官連携等による商工業の振興と新たな地域資源の掘り起しによる観光振興などによって地域経済の活発化を図るとともに、新しい産業振興策の展開に取り組みます。

取組の基本方針

- 02-01 都市型農業の推進
- 02-02 商工業の振興
- 02-03 観光による産業の振興

◆ 02-01 都市型農業の推進

(1) 農業経営の安定化

農業の担い手の育成・確保や法人化、経営規模の拡大、収益性の高い農産物の生産などにより、生産性が高く安定した農業経営を推進します。

(2) 農畜産物の高付加価値化

他品種との差別化を図り、江別特有の銘柄として売り込むために、江別産農畜産物のブランド化やイメージアップを進め、高品質・高付加価値の商品化をめざします。

(3) 次代へ引き継ぐ農村環境づくり

減農薬などの環境保全効果の高い取組や土づくり・土地改良などにより、次代へ引き継ぐ農村環境づくりを推進します。

(4) 地産地消の推進

食材に対する安心感を育み、地元農業への理解を深めるために、生産者と消費者を結びつける地産地消を推進します。

◆ 02-02 商工業の振興

(1) 食関連産業の振興

大学・研究機関等との連携などにより、食品の研究開発や食関連産業の設備投資、販路拡大活動等を促進して、食のまちづくりを進めます。

(2) 産学官連携による新たな技術開発

企業や大学・研究機関との連携などによる共同開発や共同研究を促進し、新たな技術や新製品の開発を進めます。

(3) 企業立地の促進

江別市の特性や優位性を十分に活かした立地環境の整備、企業ニーズを踏まえた支援策の充実により、新規企業の立地を促進するとともに、既に立地している企業に対しフォローアップを行うことで、企業の競争力を高め生産等の増加を促します。

(4) 中小企業の経営の充実

経済関係団体等と連携し、地域産業の発展に結びつくように、中小企業の経営の充実を進めます。

(5) 商店街の活性化

地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進め、地域住民の生活利便の向上や地域社会（コミュニティ）活動の拠点としての機能を高めていきます。

(6) 就業環境の充実

就業機会の確保や職務能力向上に向けた支援を行うことで、経済・社会の変化に応じた雇用の安定を図り、ゆとりを持って働くことができるように、就業環境の充実を進めます。

◆ 02-03 観光による産業の振興

(1) 地域資源の発掘と活用

豊かな自然環境や歴史的遺産のほか、市民とともに新たな観光資源を発掘し、江別固有の地域資源としての活用を進めます。

(2) 江別ブランドの確立

江別産品の情報発信により江別のイメージアップを図り、独自の強みを活かした江別ブランドの確立を進めます。

(3) 観光・イベント情報の発信

江別のまちを知ってもらい、江別に来てもらえるように、様々な観光・イベント情報や魅力的な地域資源などの情報発信を進めます。

基本目標

だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします

● 政策展開の方向性 ●

全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。

また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。

さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

取組の基本方針

03-01 地域福祉の充実

03-02 健康づくりの推進と地域医療の安定

03-03 障がい者福祉の充実

03-04 高齢者福祉の充実

03-05 安定した社会保障制度運営の推進

◆ 03-01 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会とともに市民や自治会、福祉団体などと連携し、地域福祉活動を推進することで、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

(2) 福祉意識の向上と人材の確保

市民に対する啓発活動に努めることで、地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動などに主体的に参加する人材の確保に努めます。

◆ 03-02 健康づくりの推進と地域医療の安定

(1) 健康増進活動の推進

市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。

(2) 疾病予防・重症化予防の促進

食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病^{※1}を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。

(3) 地域医療体制と市立病院経営の安定

安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携^{※2}などにより、地域医療体制の安定を図ります。

市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。

【用語解説】

※1 生活習慣病：良くない生活習慣を積み重ねることによって引き起こされる病気の総称。生活習慣病には、糖尿病、高脂血症、高血圧症、肥満症などのほか、がん、脳卒中、虚血性心疾患肝臓病、腎臓病、骨粗しょう症なども含まれます。

※2 病診の連携：地域の病院と地域内の診療所が、それぞれの役割を分担して互いに連携すること。

◆ 03-03 障がい者福祉の充実

(1) 自立的な社会参加の促進

障がいにかかわらず、様々な場面での社会参加が可能となるよう、支援体制の充実を図ります。

(2) 地域生活への支援

地域で安心して暮らすことができる生活の場を提供することで、自立した生活ができるよう支援の充実に努めます。

(3) 日常生活への支援

自宅での日常生活へのサービスの提供を通じて、安心して暮らし続けることができるよう支援の充実に努めます。

(4) 日中活動への支援

日々の活動や就労に向けての活動の機会提供を図り、仲間、地域との交流や就労への支援の充実に努めます。

◆ 03-04 高齢者福祉の充実

(1) 地域交流と社会参加の促進

豊富な人生経験を活かし住民同士や地域内の交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう努めます。

(2) 介護予防と自立生活の支援

高齢者の健康保持・増進のため、介護予防・生活支援サービスを通じて、自立した生活ができるよう支援を進めます。

(3) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるとともに、高齢者を介護する家族の負担を軽減する適切なサービスの提供に努めます。

(4) 施設サービス機能の充実

在宅生活が困難な要介護者が、施設で安心して生活を送ることができるように適切なサービスの提供に努めます。

◆ 03-05 安定した社会保障制度運営の推進

(1) 生活困窮者への支援

法律に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労支援事業の充実等により、経済的に自立した生活を送れるように支援します。

(2) 国民年金制度の啓発

国民年金制度の啓発により、市民の国民年金への加入漏れや未納を減らし、受給の権利が確保できるように努めます。

(3) 国民健康保険制度の安定

相互に支え合う国民健康保険制度への理解を深めることで、市民の健康増進と国民健康保険税の収納率向上による医療費の適正化を図り、制度の安定運営に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の安定

被保険者の健康の保持増進による医療費の適正化を図り、相互扶助で支えあう後期高齢者医療保険制度を啓発し、保険料の収納率向上と制度の安定に努めます。

基本目標

だれもが安全で安心して暮らせるえべつをめざします

● 政策展開の方向性 ●

交通安全や防犯活動の推進、生活衛生環境の充実などを通じて安全で快適な社会環境を築いていくとともに、地域防災力の向上や消防・救急体制の充実を図ることにより、災害に強く、だれもが末永く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

取組の基本方針

04-01 安全な暮らしの確保

04-02 地域防災力の向上

04-03 消防・救急の充実

◆ 04-01 安全な暮らしの確保

(1) 交通安全の推進

保育園・幼稚園児、及び小中学生等を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全の大切さや交通ルールを身に付けることによって、交通事故の防止を図ります。

また、警察や道路管理者、各種交通安全団体と連携した交通安全啓発イベント等を開催し、市民に交通事故の撲滅を訴えかけていきます。

(2) 防犯活動の推進

自主防犯活動団体と自治会等の防犯活動を支援するため、警察等の協力を得ながら、情報提供の充実や団体相互の連携強化を推進していきます。

また、警察及び各種防犯活動団体と連携して、防犯啓発のためのイベント等を開催し、防犯活動の必要性について、市民意識の向上を図ります。

(3) 市民相談の充実

市民の日常生活における悩みや問題の解決を図るため、市民相談をはじめとする各種相談窓口の積極的な周知と利用の呼び掛けを行い、市民が気軽に生活に関して相談できるようにします。また、市民に消費生活について正しい知識を提供することで、消費者被害の未然防止を図ります。

(4) 生活衛生環境の充実

ペットの適正な飼育に関する啓発活動、及び空き地の適正管理についての指導等を行うことにより、まちの衛生や美観、安全が損なわれることを防止し、市民が住みやすい生活衛生環境の充実に努めていきます。

(5) 冬期生活環境の充実

市民と行政、事業者との協働による雪対策に取り組み、安全で安心な冬季の生活環境の充実に努めます。

◆ 04-02 地域防災力の向上

(1) 耐震化の推進

収容避難所や防災拠点となる公共施設の耐震化を優先的に進め、より安全な避難場所の確保や災害対応の強化を図っていくとともに、特定建築物^{※1}をはじめ、市内の建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限に留めます。

(2) 防災意識の向上

防災に関する情報発信や防災あんしんマップの活用、防災訓練等を通じて、市民の防災に対する意識を高めてもらうとともに、自分の命は自分で守る「自助」を基本とし、災害時に適切な行動ができるようにします。

また、いつ起こるかわからない災害に対応するため、地域での連携を緊密にして、減災^{※2}対策の充実に努めていきます。

(3) 防災体制の強化

各種の自然災害等に対応するため、行政・市民・関係機関等が一体となって防災体制を構築します。

また、国民保護法に基づき、緊急事態等において、市民の避難や救援等の措置を的確かつ迅速に実施できるようにします。

治水対策については、河川、調整池、排水機場をはじめとした施設の機能維持や整備を図り、危険な箇所を減らし市民が安全に暮らせるようにします。

◆ 04-03 消防・救急の充実

(1) 消防組織体制の充実

近年の複雑多様化する消防需要に対応するため、将来を見据えた人材の育成と組織の強化をめざすとともに、市民や関係団体等との連携を深めるなど、大規模災害時への対応力の充実を図ります。

また、地域防災活動拠点として必要となる消防施設等の計画的整備を進めます。

(2) 救急体制の充実

高齢化社会の進展等に伴い増加する救急需要へ対応するため、救急業務の高度化や救急車適正利用の啓発を推進します。また、市民への情報提供に努め情報の共有化を図るとともに、地域医療機関や関係部局等と連携した救急体制の充実強化を図ります。

(3) 火災予防対策の推進

火災予防運動をはじめとする防火思想の普及、放火をされない環境づくりや消火器の設置促進など、住宅防火対策を推進し、火災による被害の軽減を図ります。

【用語解説】

※1 特定建築物：耐震性を確保すべき建築物として耐震改修促進法で定められた、多数の人が利用する一定規模以上の建築物。

※2 減災：災害による被害を、できるだけ小さくする取組のこと。

基本目標

暮らしやすさを実感できるえべつに向けて都市基盤の形成をめざします

● 政策展開の方向性 ●

市民が暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

駅を中心とした賑わいのある拠点を創出し、子どもから高齢者、障がいのある方までだれもが安心して過ごすことのできる計画的な市街地整備の推進や、安全で快適な道路環境の確保と公共交通の活性化などによる交通環境の充実によって、暮らしやすさを実感できるまちに向けた都市基盤の形成を進めます。

取組の基本方針

05-01 市街地整備の推進

05-02 交通環境の充実

◆ 05-01 市街地整備の推進

(1) 江別の顔づくり

賑わいのある都心づくりをめざして、土地区画整理事業や街路事業等による総合的な市街地整備や、地元活性化協議会等との連携による地域活性化の支援、環境に配慮したまちづくりなどを一体的に進めます。

(2) 公園整備の推進

子育て世代をはじめ、高齢者など、幅広い世代に利用してもらえるよう、市民との協働による公園の再整備等、だれもが憩える公園を増やしていきます。

また、公園施設の改築や更新等を計画的に進め、安全性の確保を図っていきます。

(3) 市営住宅整備の推進

住宅困窮者に対するセーフティネット^{※1}として、市営住宅を整備することにより、子育て世帯や高齢者、障がいのある方にも、安心して快適に暮らすことができる住宅を供給します。

(4) 計画的な土地利用の推進

現在の市街地規模を基本とし、様々な都市機能が集積する鉄道駅周辺を中心に、それぞれの地域と連携を図りながら、計画的な土地利用を推進します。

(5) バリアフリーの街並みづくり

公共施設や街路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しい街並みづくりをめざします。

(6) 上下水道の整備

水源の確保と水道施設の適切な維持管理による安心で良質な水道水の安定供給を行い、地震に強い施設の構築をめざします。

また、下水道施設の適切な維持管理と計画的な雨水管整備による衛生的で快適な生活環境の確保と浸水の防除を図るとともに、循環型社会の構築へ貢献します。

(7) 住みかえ支援の推進

住みかえ支援などにより、高齢者が住みやすい住環境づくりを進めるとともに、子育て世代の定住化を図ります。

【用語解説】

※1 セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みで、社会保障の一種。

◆ 05-02 交通環境の充実

(1) 安全で快適な道路環境づくり

安全で快適な道路環境を保ち、利用者が安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。

(2) 冬期間の交通の確保

冬期間における道路交通の確保を図り、行政と市民、事業者が協働して冬季の安全な道路環境づくりを進めていきます。

(3) 公共交通の活性化

駅を中心とした公共交通の再構築を基本として、公共交通の利用促進や活性化を図ることにより、市民の足を守ります。

基本目標

未来のえべつを支える元気で情操豊かな子どもたちの育成をめざします

● 政策展開の方向性 ●

子育て環境を充実させることにより、安心して子どもを産み育てられ、就業と子育ての両立もできるまちをつくります。

教育では、子どもたちが多様で変化の激しい社会を生き抜いていく力を養成することに主眼をおき、個性を尊重しつつ確かな学力の定着に努めます。安全で安心な教育環境の下で地域社会全体が連携し、次代を担う心身ともに健康な子どもたちを育てます。

取組の基本方針

06-01 子育て環境の充実

06-02 子どもの教育の充実

◆ 06-01 子育て環境の充実

(1) 母子保健の充実

妊産婦、乳幼児の健康管理のため、健診や相談を通して、母性の保護と子どもの健やかな成長を図ります。

(2) 地域子育て支援の充実

子育ての負担を軽減するため、子育てに関連する様々な情報の提供や相談のほか、乳幼児が自由に遊べる場の充実を図ります。また、配慮の必要な子育て家庭への支援の充実に努め、地域全体で子育てする環境づくりを進めます。

(3) 未就学期児童への支援

未就学期児童に良質な幼児教育や保育を受ける機会を提供し、仕事を持つ保護者には、安心して子どもを預け働くことができるよう、子ども・子育て支援を行います。

(4) 学齢期児童への支援

学齢期児童の健やかな成長のため、地域の人たちとの交流や子どもの自主性を尊重した運営など、放課後活動の充実に努めます。

(5) 療育支援の充実

子どもの発達に関する相談や通所による支援など、早期から療育支援が受けられる体制の充実を図ります。

◆ 06-02 子どもの教育の充実

(1) 教育内容の充実

子どもたちが変化の激しい社会の中で生きていく力を身に付けるため、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育が受けられるようにします。

また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が受けられるようにします。

(2) 健康教育の充実

望ましい生活習慣や食習慣を身に付けたり、運動に親しむことによって、健康の大切さを認識し、心身ともに健康な子どもたちを育成します。

(3) 開かれた学校づくり

学校、家庭、地域が連携・協力して、開かれ、信頼される学校づくりを進めることにより、地域全体で子どもたちを健やかに育めるようにします。

(4) 教育環境の充実

時代の変化に対応した特色ある教育活動の展開に対応するとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備充実に努めます。

(5) 心のケアの充実

青少年や保護者が悩みを相談する場を充実させるとともに、児童・生徒が抱えるさまざまな問題の解決に向けた支援を進め、心身ともに健康な生活を送れるようにします。

(6) 青少年健全育成活動の充実

体験活動やボランティア活動などの地域教育を通じて、次代を担う青少年を社会全体で見守り、青少年の健全育成をめざします。

基本目標

心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつ
の実現をめざします

● 政策展開の方向性 ●

市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。

取組の基本方針

07-01 生涯学習の充実

07-02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造

07-03 市民スポーツ活動の充実

◆ 07-01 生涯学習の充実

(1) 社会教育関連施設の充実

公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体により良い学習環境を提供します。

(2) 生涯学習支援体制の推進

生涯学習に関する情報の提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。

(3) 生涯学習機会の充実

市民のニーズに配慮した多様な生涯学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。

◆ 07-02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造

(1) 文化・芸術活動の育成・支援

文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。

(2) 文化・歴史遺産の保存と継承

江別の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。

(3) れんがの保存と活用

市内に点在するれんが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

◆ 07-03 市民スポーツ活動の充実

(1) スポーツ・レクリエーション機会の充実

スポーツ関連団体や体育施設等の施設管理者等との連携により、スポーツ・レクリエーション大会や講座の充実を図り、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動を提供します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援

地域やスポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

各種体育施設の計画的補修及び改修を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校との連携により体育施設の活用を図るなど、市民の行うスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。

基本目標

市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組む
えべつをめざします

● 政策展開の方向性 ●

江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力しあうなど、国際交流を推進します。

取組の基本方針

08-01 協働のまちづくりの推進

08-02 国際交流の推進

◆ 08-01 協働のまちづくりの推進

(1) 江別市自治基本条例の普及・啓発

市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。

(2) 市政への市民参加の拡大

江別市自治基本条例の理念に則り、より良いまちづくりを行うため、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市民参加の仕組みを整備し、市政への市民参加の拡大に努めます。

(3) コミュニティ活動への支援と相互連携

自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。

(4) 市民活動団体の支援と相互連携

市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体をはじめとした市民活動に関わる団体を支援するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。

(5) 大学との連携によるまちづくりの推進

「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりに取り組みます。

(6) 友好都市等との交流の推進

友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

◆ 08-02 国際交流の推進

(1) 人材・団体の育成

外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を支援することにより、国際交流を推進します。

(2) 国際理解の推進

姉妹都市であるグresham市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。

(3) 在住外国人への情報提供の充実

市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標

透明性が高く、効率的で公平な市政運営を行い、着実に計画を推進します

● 政策展開の方向性 ●

効率的な行政サービスの執行と健全な財政の確保により、市の基礎自治体としての機能を充実させ、自主・自立の市政運営を推進します。また、市政の透明性を確保するとともに、市民と市の情報共有を図るため、広報広聴の充実を図り、情報公開や個人情報保護制度を適正に運用します。

さらに、男女共同参画による市政運営を推進するために、男女平等意識の醸成に努めます。

取組の基本方針

09-01 自主・自立の市政運営の推進

09-02 透明性の高い市政の推進

09-03 男女共同参画による市政運営の推進

◆ 09-01 自主・自立の市政運営の推進

(1) 基礎自治体機能の充実

質の高い市民サービスを提供するため、常に行政の役割や運営などについて必要な見直しを行い、不断のコスト削減と自主財源の増加を図って健全で安定した財政基盤を確保することにより、市民に最も身近な基礎自治体として機能の充実を図ります。

(2) 計画行政の推進

行政評価システムを活用した、P（Plan・計画）D（Do・実行）C（Check 評価）A（Action・改善）サイクルの進行管理により、環境の変化に柔軟に対応し、総合計画を効果的に推進します。

(3) 政策形成能力の向上と効率的な組織体制の構築

地方分権等の行政環境の変化に伴う政策課題に対し、スピード感を持って、的確に対応するための職員の政策形成能力向上を図るとともに、限られた人的資源を最大限に活かすための効率的な組織体制づくりを進めます。

(4) 広域連携の推進

札幌広域圏組合と連携し広域的な行政サービスに取り組むとともに、近隣市町村との相互連携や情報の共有化を進め、課題解決をめざします。

◆ 09-02 透明性の高い市政の推進

(1) 広聴の充実

様々な機会を通じて、市民が市政に対する意見を提案しやすい環境づくりを進め、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政への反映に努めます。

(2) 広報の充実

江別市の魅力や特徴的な取組を広く周知するとともに、状況に応じて江別市が発信する情報を市民が入手しやすい環境を整備し、広報を通じた情報共有を推進します。

(3) 情報公開の推進とプライバシーの保護

江別市が保有する情報を広く公開するとともに、個人情報については適正な管理のもと情報の保護を図ります。

◆ 09-03 男女共同参画による市政運営の推進

(1) 男女平等意識の醸成

家庭、職場、地域等あらゆる場面において性別による不利益が生じないよう啓発を行い、市民の男女平等意識を醸成します。

(2) 男女共同参画の視点に立った政策の形成

男女共同参画が、多様化、複雑化する行政課題に対応するための重要な視点の一つであることを意識し、男女共同参画の視点に立った政策の形成を図ります。

※ 各政策分野に記載されている内容は、その政策分野に限定したものではなく、他の政策分野にも関わるものもあり、あくまでも参考として記載しているものです。

《政策分野01 自然・環境》

法律

- 環境基本法 ■地球温暖化対策の推進に関する法律
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 公害関係各種法律（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法など）
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
- 都市緑地法
- 循環型社会形成推進基本法 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 資源の有効な利用の促進に関する法律及び個別物品に応じた各法

条例

- 江別市環境基本条例 ■江別市公害防止条例 ■江別市緑化推進条例
- 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

個別計画

- 江別市環境管理計画 ■江別市地球温暖化対策実行計画
- 江別市環境マネジメントシステム ■江別市新エネルギービジョン
- 江別市緑の基本計画
- 江別市一般廃棄物処理基本計画 ■江別市分別収集計画

《政策分野02 産業》

法律

- 食料・農業・農村基本法 ■農業振興地域の整備に関する法律
- 農業経営基盤強化促進法
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ■有機農業の推進に関する法律
- 総合特別区域法 ■工場立地法
- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
- 中小企業支援法
- 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
- 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

条例

- 江別市先端産業等誘致促進条例 ■江別市工場立地法準則条例
- 江別市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例 ■江別市中小企業振興条例

個別計画

- 江別市農業振興計画 ■江別市鳥獣被害防止計画 ■江別市食育推進計画
- 農村滞在型余暇活動機能整備計画
- 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域計画
- 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画
- 江別市観光振興基本計画 ■さっぽろ広域観光圏整備計画

《政策分野03 福祉・保健・医療》

法律

- 社会福祉法 ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 健康増進法 ■老人福祉法 ■介護保険法 ■生活保護法 ■国民年金法
- 国民健康保険法 ■地方税法 ■高齢者の医療の確保に関する法律

条例

- 江別市介護保険条例 ■江別市老人憩の家設置条例 ■江別市高齢者福祉施設条例
- 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- 江別市後期高齢者医療に関する条例

個別計画

- 江別市地域福祉計画
- えべつ市民健康づくりプラン 21 ■特定健康診査・特定保健指導実施計画
- 江別市立病院経営健全化計画
- 江別市障がい者福祉計画 ■江別市障がい福祉計画
- 江別市高齢者総合計画（江別市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）

《政策分野04 安全・安心》

法律

- 狂犬病予防法 ■動物の愛護及び管理に関する法律 ■消費者安全法
- 災害対策基本法 ■耐震改修促進法 ■河川法 ■水防法
- 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）
- 消防組織法 ■消防法

条例

- 江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例
- 江別市畜犬取締り及び野犬掃とう条例 ■江別市空き地の環境保全に関する条例
- 江別市防災会議条例 ■江別市水防協議会条例 ■江別市災害対策本部条例
- 江別市国民保護協議会条例 ■江別市国民保護対策本部及び江別市緊急対処事態対策本部条例
- 江別市準用河川管理施設等の構造基準を定める条例 ■江別市普通河川管理条例
- 江別市消防団条例 ■江別市火災予防条例

個別計画

- 江別市交通安全計画 ■江別市雪対策基本計画
- 江別市耐震改修促進計画 ■建築行政マネジメント計画
- 江別市地域防災計画 ■江別市水防計画 ■江別市国民保護計画
- 江別市消防計画 ■江別市消防 10 か年アクションプラン（予定）

《政策分野05 都市基盤》

法律

- 道路法 ■都市計画法 ■土地区画整理法 ■公営住宅法 ■住宅地区改良法
- 水道法 ■下水道法 ■都市公園法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

条例

- 江別市野幌駅周辺土地区画整理事業施行条例 ■江別市都市公園条例
- 江別市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 江別市営住宅条例 ■江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
- 江別市公共下水道条例 ■江別市水道事業給水条例
- 江別市道路の構造の技術的基準を定める条例
- 江別市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例
- 江別市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

個別計画

- 都心地区整備基本計画 ■江別市中心市街地活性化基本計画 ■江別市公園施設長寿命化計画
- 江別市住宅マスタープラン ■江別市営住宅長寿命化計画 ■江別市都市計画マスタープラン
- 江別市景観形成基本計画
- 江別市水道事業中期経営計画 ■江別市下水道事業中期経営計画
- 江別市水道ビジョン ■江別市下水道ビジョン ■水質検査計画
- 大麻団地まちづくり指針
- 江別市橋梁長寿命化修繕計画 ■江別市雪対策基本計画
- 江別市交通バリアフリー基本構想 ■江別市交通バリアフリー特定事業計画

《政策分野06 子育て・教育》

法律

- 母子保健法 ■児童福祉法 ■子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法ほか）
- 教育基本法 ■学校教育法

条例

- 江別市保健センター条例 ■江別市児童福祉施設設置条例
- 江別市子育て支援センター条例 ■江別市子ども発達支援センター条例
- 江別市子ども・子育て会議条例（予定） ■江別市放課後児童会設置基準条例（予定）
- 江別市立学校設置条例 ■江別市立学校給食センター設置条例

個別計画

- 江別市次世代育成支援行動計画・後期計画 ■江別市子ども・子育て支援事業計画（予定）
- 江別市立保育園の整備と運営等に関する計画
- 江別市学校教育基本計画（予定） ■江別市教育行政推進計画
- えべつ市民健康づくりプラン21 ■江別市子どもの読書活動推進計画

《政策分野０７ 生涯学習・文化》



法律

- 教育基本法
- 社会教育法
- スポーツ基本法



条例

- 江別市公民館条例
- 江別市情報図書館条例
- 江別市民文化ホール条例
- 江別市郷土資料館条例
- 江別市文化財保護条例
- 江別市体育施設条例



個別計画

- 江別市社会教育総合計画
- 江別市スポーツ推進計画

《政策分野０８ 協働》



条例

- 江別市自治基本条例

《政策分野０９ 計画推進》



法律

- 個人情報保護法
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
- 地方自治法
- 男女共同参画社会基本法



条例

- 江別市情報公開条例
- 江別市個人情報保護条例
- 江別市男女共同参画を推進するための条例



個別計画

- 江別市行政改革大綱
- 江別市職員研修計画
- 江別市特定事業主行動計画
- 江別市男女共同参画基本計画